



文化審議会国語分科会日本語教育小委員会 の審議状況について

平成29年度日本語教育大会・大阪大会
平成29年9月30日(土)

報告者

伊東 祐郎

(文化審議会国語分科会長 日本語教育小委員会 主査)



文化審議会国語分科会日本語教育小委員会①

○平成19年7月

- ・定住外国人の増加を受け、文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置。

○平成21年1月

【報告書】「日本語教育の充実に向けた体制整備と「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等の検討」
⇒以下の4点についてまとめ

- ① 体制整備⇒国・都道府県・市町村の役割分担
- ② 各機関の連携協力の在り方
- ③ コーディネート機関・人材の必要性
- ④ 日本語教育の内容の大枠



文化審議会国語分科会日本語教育小委員会②

(平成21年1月報告)

①体制整備 ⇒ 国・都道府県・市町村の役割分担

主体	役割分担の内容
国	日本語教育の目標及び標準的な内容・方法，体制整備の在り方，評価の方法等についての指針…
都道府県	域内の実情に応じた日本語教育の体制整備，内容等の検討・調整…
市町村	日本語教育の内容等の具体化，地域における指導者の養成…



(平成21年1月報告)

②各機関の連携協力の在り方

…国と都道府県，都道府県と市区町村の連携のほか
省庁間，都道府県間，市町村間の連携，
関係団体とのネットワークも重要

③コーディネート機関・人材の必要性

…都道府県及び市町村においては，日本語教育のコーディネート
機能を自治体等の本来業務として位置付け，それを担う人材を
できる限り常勤職員として配置することが重要。

④「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容の大枠

- 日本語教育の目的・目標
- 標準的な教育内容(生活上の行為)

○生活者としての外国人に対する日本語教育の目的

言語・文化の相互尊重を前提としながら、
「生活者としての外国人」が日本語で
意思疎通を図り生活できるようになること



○生活者としての外国人に対する日本語教育の目標

日本語を使って…










- ①健康かつ安全に生活を送ることができる
- ②自立した生活を送ることができる
- ③相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができる
- ④文化的な生活を送ることができる









ようにすること

1 カリキュラム案で扱う生活上の行為

- **健康・安全に暮らす** (7単位)
 - ・ 健康を保つ
 - ・ 安全を守る
- **住居を確保・維持する** (2単位)
 - ・ 住居を確保する
 - ・ 住環境を整える
- **消費活動を行う** (4.5単位)
 - ・ 物品購入・サービスを利用する
 - ・ お金を管理する
- **目的地に移動する** (3.5単位)
 - ・ 公共交通機関を利用する
 - ・ 自力で移動する
- **人とかかわる** (2.5単位)
 - ・ 他者との関係を円滑にする
- **社会の一員となる** (4.5単位)
 - ・ 地域・社会のルール・マナーを守る
 - ・ 地域社会に参加する
- **自身を豊かにする** (2単位)
 - ・ 余暇を楽しむ
- **情報を収集・発信する** (4単位)
 - ・ 通信する
 - ・ マスメディアを利用する










< 標準的なカリキュラム案で扱う生活上の行為の事例(簡易版) >

[日本語版](#)  (92KB)
[中国語版](#)  (126KB)
[ポルトガル語版](#)  (72KB)
[ウルドゥ語版](#)  (82KB)
[タイ語版](#)  (83KB)
[ネパール語版](#)  (91KB)
[フランス語版](#)  (43KB)
[マレー語版](#)  (38KB)
[ロシア語版](#)  (54KB)








[日本語\(ふりがな付\)](#)  (122KB)
[韓国・朝鮮語版](#)  (160KB)
[アラビア語版](#)  (88KB)
[クメール語版](#)  (82KB)
[ドイツ語版](#)  (38KB)
[ヒンディ語版](#)  (69KB)
[ベトナム語版](#)  (123KB)
[ミャンマー語版](#)  (80KB)

[英語版](#)  (71KB)
[スペイン語版](#)  (72KB)
[インドネシア語版](#)  (38KB)
[シンハラ語版](#)  (112KB)
[トルコ語版](#)  (140KB)
[フィリピン語版](#)  (53KB)
[ベンガル語版](#)  (86KB)
[モンゴル語版](#)  (97KB)

< 標準的なカリキュラム案で扱う生活上の行為の事例(詳細版) >

[日本語版](#)  (216KB)
[中国語版](#)  (208KB)
[ポルトガル語版](#)  (80KB)
[ウルドゥ語版](#)  (900KB)
[タイ語版](#)  (145KB)
[ネパール語版](#)  (103KB)
[フランス語版](#)  (48KB)
[マレー語版](#)  (84KB)
[ロシア語版](#)  (132KB)

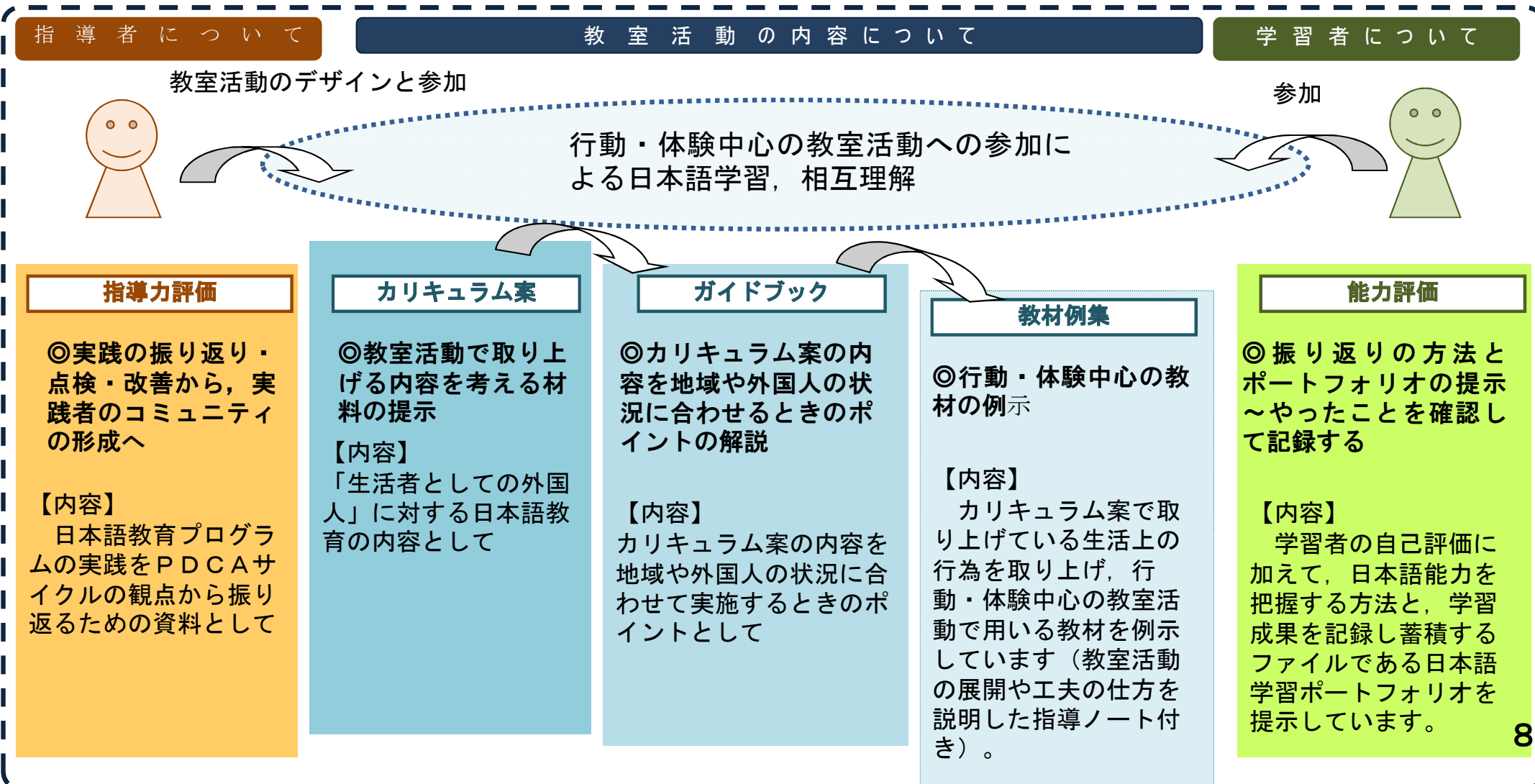
[日本語\(ふりがな付\)](#)  (637KB)
[韓国・朝鮮語版](#)  (404KB)
[アラビア語版](#)  (61KB)
[クメール語版](#)  (73KB)
[ドイツ語版](#)  (61KB)
[ヒンディ語版](#)  (93KB)
[ベトナム語版](#)  (60KB)
[ミャンマー語版](#)  (74KB)

[英語版](#)  (96KB)
[スペイン語版](#)  (108KB)
[インドネシア語版](#)  (56KB)
[シンハラ語版](#)  (147KB)
[トルコ語版](#)  (54KB)
[フィリピン語版](#)  (54KB)
[ベンガル語版](#)  (89KB)
[モンゴル語版](#)  (79KB)



「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容・方法 5点セットの全体像について

ハンドブック P.7~8



文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議について

○平成24年5月28日に日本語教育小委員会に「課題整理に関するワーキンググループ」を設置。

(※日本語教育小委員会は文化審議会国語分科会に平成19年7月に設置。)

日本語教育を推進する意義等について再確認するための検討を行い、改めて「基本的な考え方」を整理。

その上で、今後、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策を議論していく際の「検討材料」として「11の論点」を整理。

報告書の構成



これまでの検討状況

○日本語教育小委員会において、論点を「検討材料」として調査、ヒアリング等を実施

○日本語教育小委員会以外にも、様々な機会を生かして、関係機関・団体、都道府県・市区町村等から11の論点に関してデータ、意見を収集し、整理。

○平成26年1月31日に「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）」を取りまとめ。

○平成28年2月29日に「地域における日本語教育の推進に向けて（報告）」を取りまとめ

平成28, 29年度の審議予定

○論点5「日本語教育の資格について」、論点6「日本語教員の養成・研修について」を審議中。

[報告]

1. はじめに～日本語教育小委員会における審議について～
2. 地域における日本語教育の実施体制について
3. 日本語教育に関する調査の共通利用項目について
4. 終わりに
5. データ等

[事例集]

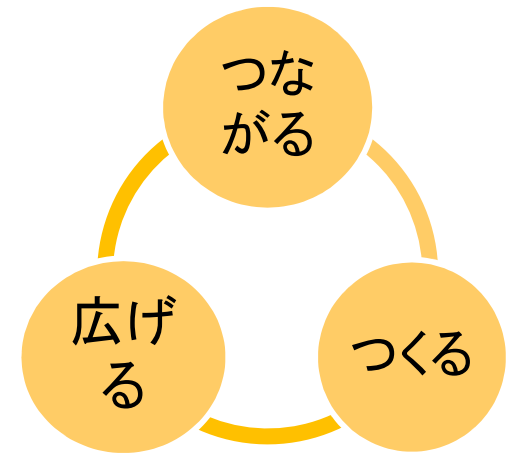
1. はじめに ～日本語教育小委員会における審議の経緯について～

- 日本語教育を推進する上での課題を11に整理。→論点7, 論点8について議論。
「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告)」(平成25年2月)

論点7「日本語教育のボランティアについて」

地域の日本語教育の実施体制についての考え方や体制の構築事例について検討。

参考となる取組事例を、「つながる」「つくる」「広げる」の三つのキーワードと6のポイントで提示。



論点8「日本語教育の調査研究の体制について」

- 日本語教育を必要とする外国人数や日本語学習環境などの基礎的なデータを把握する方策を検討。
- 日本語教育に関する調査の共通利用項目を提示。

①外国人の属性等	
※ 質問項目の詳細は「[共通利用項目1] 学習者の属性等に関する項目について」参照。	
問1	あなたの性別はどちらですか。
問2	あなたの年齢は次のどれですか。
問3	あなたの出身は次のどれですか。
問4	あなたの在留資格は次のどれですか。
問5	あなたほどのくらい日本で生活していますか。
問6	あなたはこれから、日本でどのくらい生活する予定ですか。 (※ ②と照らし合わせることで、将来の予定と日本語学習の関係について知ることができます)
問7	仕事をしていますか。 (※ ②、③と照らし合わせることで、仕事の状況と日本語学習・日本語能力の関係について知ることができます)

2. 地域における日本語教育の実施体制について

【2. 3 地域における日本語教育の実施体制の考え方について】

市区町村

- 外国人のニーズ把握や住民の理解を得ることが重要
- 事業の予算化，指導者やコーディネーターの配置に努める
- 人材不足の原因等を整理→指導者育成等人材確保を行うことが必要
- 一方，日本語教室は外国人の地域社会との接点となり，コミュニティやセーフティネットの役割を担っている
- 地域の実情を勘案しながら大学や日本語教育機関，事業者，近隣地方公共団体が連携・協働して日本語教育を実施することが必要。

都道府県

- 市区町村と協力して域内の日本語教育のニーズの把握に努め，日本語教育未実施の市区町村へ専門家派遣
- 人材養成，財政支援等を行うことが望まれる。

2. 地域における日本語教育の実施体制について

【2. 3 地域における日本語教育の実施体制の考え方について】

文化庁

- 日本語教育施策の重要性等について、国民一般の理解を得ることが必要。人材育成の研修は開催地、開催内容等を見直す必要。
- 新たに日本語教育に取り組む市町村に対しアドバイザー派遣などの支援の枠組みを設けるべき。実施団体に対し、自律的に日本語教育活動を継続することを促す仕組みを検討すべき。

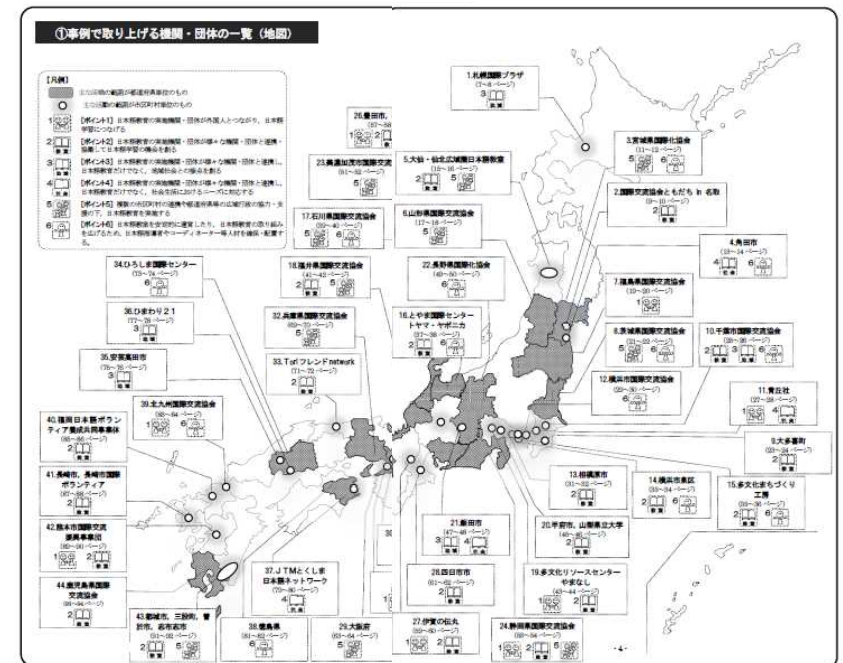
【2. 4 日本語教育の実施体制のポイント】

- 44の事例の実施体制について、「つながる」、「つくる」、「広げる」の三つのキーワードと6のポイントで紹介。

44
事例

つながる
つくる
広げる

6つの
ポイント



3. 日本語教育に関する調査の共通利用項目について

【3. 1 共通利用項目の作成の観点、活用方法について】

●日本語能力や学習経験などに関する調査

対象者を捕捉する手法の問題や予算の確保→実施困難。都道府県や市町村の調査は、それぞれ調査項目などが異なるため、比較や傾向の把握が困難。

●地域間の比較や全国的な傾向の把握が行えるよう、「日本語教育に関する調査の共通利用項目」を作成。

●文化庁は、定期的に各都道府県、政令指定都市等における調査研究の実施状況等について情報収集し、日本語教育コンテンツ共有システムに掲載・発信するとともに、調査結果の分析を行い、日本語教育施策の企画立案に活用する。

【3. 2 共通利用項目について】

（外国人の属性等に関する項目）

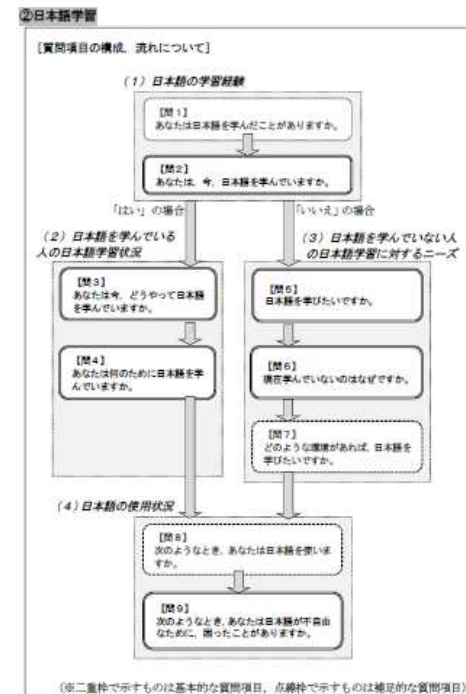
基本的な属性に関する情報や日本の在留年数・滞在予定年数等

（日本語学習に関する項目）

日本語学習経験・希望の有無、日本語学習の方法等

（日本語能力に関する項目）

日本語がどのくらいできるか〔聞く〕〔話す〕〔読む〕〔書く〕
生活場面でどの程度日本語ができるか



4. 終わりに

●人口減少社会で外国人材の活用が進む中、

日本語教育は、外国人の生活や社会参加を支えるだけでなく、経済面、国際交流、文化交流の面においても我が国の行く末を担う大きな役割を担う。

●地域における日本語教育の実施に当たっては、国と都道府県、市区町村が役割分担しながら連携協力することが重要。

●「日本語指導者」や「ボランティア」の役割は多様で、求められる資質や能力も様々。今後、それぞれの取組に携わる人材に求められる資質・能力について整理し、対策を検討することが必要

日本語教育小委員会において想定される議論の論点

1. 日本語教育人材に求められる資質・能力について

○文化庁が平成12年に示した日本語教員養成における教育内容は、既に17年を経過している。その間日本語教育人材の活動分野や役割は一層多様化しており、日本語教育の実施機関・団体によっても異なっている。

○日本語教育人材に求められる資質・能力も多様化しているが、それらの全ては示されていない。

2. 日本語教育人材の養成・研修の内容について

○大学や日本語教員養成機関において、日本語教員は、平成12年教育内容に基づいて養成がなされているが、具体的な教育内容は大学等の自主性に任されている。また、そのほかの日本語指導者や日本語指導補助者、日本語教育コーディネーターなどは各機関・団体において独自の内容で養成・研修が行われており、養成した人材のスキルは機関・団体により異なる。

○日本語指導者等養成・研修のノウハウを有していないことにより、人材養成、スキルアップが十分行えない機関・団体もある。

3. 日本語教育人材の資格について

○現在、日本語教育人材に関する資格はないが、国内外での日本語教員採用要件や法務省告示日本語教育機関における教員の要件となっている「日本語教育能力検定試験」（公益財団法人日本国際教育支援協会）などがある。日本語教育人材が多様化する中において、日本語教育の質の維持・向上を図る上で、現在の試験等の在り方。

日本語教育人材の養成・研修の検討範囲のイメージ

①外国人児童生徒WG

②その他活動分野別WG

		国内						海外
活動分野	日本語教育人材	生活者としての外国人						初等中等高等教育及び成人に対する日本語教育、日系人等に対する継承語教育
		生活者としての外国人	留学生 ※日本語教育機関	児童生徒等	就労準備・研修生	技能実習生	難民等	
日本語指導者【中堅】		(1)(2)						
日本語指導者【初任】(活動分野別)		(1)(2)(3)	(1)(2)(3)	(1)(2)(3) ※日本語指導支援員	(1)(2)(3)	(1)(2)(3)	(1)(2)(3)	(1)(2)(3)
日本語指導者【養成段階】		合同WGによる検討 (1)資質・能力 (2)教育内容 (3)モデルカリキュラム(案)						
日本語教育コーディネーター		(1)(2)(3) ※地域日本語教育コーディネーター	(1)(2)(3) ※主任教員					(1)(2)(3)
日本語指導支援者		(1)(2)						